

# 平成25年度情報公開条例による公文書の公開状況と 個人情報保護条例の運用状況のお知らせ

## ◎情報公開条例

『登別市情報公開条例』は、公文書の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加による開かれた市政を一層推進し、公正で民主的な市政の発展に役立てることを目的に制定され、平成10年10月1日から施行されました。

また、平成18年9月29日に条例の全部が改正され、同日から施行されています。

## ○情報公開条例の運用状況

### ・情報公開条例に基づく公文書の公開請求・申し出など

実施機関の名称	公開の請求・申し出件数	公開の請求・申し出の内訳	
		公開の請求件数	公開の申し出件数
市長部局	9件	9件	0件
消防長	3件	3件	0件
合計	12件	12件	0件

※教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、議会への公開請求などはありませんでした。

### ・請求・申し出に対する決定などの内容別件数

請求の内容	公開	一部公開	非公開	取り下げ	不存在など
公開の請求	5件	6件	1件	0件	0件
公開の申し出	0件	0件	0件	0件	0件
合計	5件	6件	1件	0件	0件

## ◎個人情報保護条例

『登別市個人情報保護条例』は、個人情報の開示などを請求する市民の権利を保障するとともに、個人の権利利益の保護と公正で民主的な市政の推進を図り、基本的人権の擁護に役立てることを目的に制定され、平成10年10月1日から施行されました。

また、平成18年9月29日に一部改正され、同日から施行されています。

## ○個人情報保護条例の運用状況

### ・個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求など

実施機関の名称	個人情報の請求件数	個人情報の請求の内訳			
		開示請求件数	訂正請求件数	取扱削除請求件数	取扱中止請求件数
市長部局	1件	1件	0件	0件	0件

※教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長、議会への公開請求などはありませんでした。

### ・請求に対する決定などの内訳別件数

請求の内容	開示、訂正、 取り扱い削除 または中止	請求の一部 に応じない	請求の全部 に応じない	不存在など
開示請求	1件	0件	0件	0件
訂正請求	0件	0件	0件	0件
取扱削除請求	0件	0件	0件	0件
取扱中止請求	0件	0件	0件	0件
合計	1件	0件	0件	0件

市は、情報公開条例による公文書の公開のほか、市政に関する情報の提供、個人情報の保護に関する相談を受け付けていますので、お気軽に問い合わせください。

問い合わせ 総務グループ (☎ 1130)



株式会社SRテクノ  
再資源化工場

第3期管理型最終処分場

**産業廃棄物を資源に。  
ここは、すべてが生まれ変わる場所。**

**R&D** 株式会社  
**アール・アンド・イー**

本社 / 登別市富浦町2-23-1 TEL(0143)80-2233 FAX(0143)80-2232  
札幌事業所 / 北広島市大曲工業団地4-4-1 TEL(011)370-3232 FAX(011)370-3233

産業廃棄物収集運搬業許可 第00110098348号(通) / 産業廃棄物処分業許可 第00140098348号(通)  
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 第00150098348号(通) / 特別管理産業廃棄物処分業許可 第00180098348号(通)

皆様のプライバシーには最大限配慮いたします。

**のぼりべつ法律事務所**

弁護士 八木橋俊輔 札幌弁護士会

**離婚・相続・消費者被害・債務整理  
交通事故・その他**

個人のお客様は初回相談無料です。民事扶助制度が利用できる場合は3回目まで無料です。まずはお問い合わせください。

**0143-83-7381** 月～金 9:00～17:30  
※夜間・土日は完全事前予約  
登別市若山町4丁目40-5  
メーブル・ベットのワン303号

相談は要予約

# 市有地への進出企業を募集します

問い合わせ 契約・管財グループ (☎85) 1 1 8 4)



市は、登別東町3丁目目分譲する予定の市有地に、業務施設用地（営業所や商業施設など）として進出する企業などを募集します。

分譲地は国道36号に近接し、道道洞爺湖登別線沿いにあります。また、道央自動車道登別東インターチェンジから車で約3分の、物流の利便性に優れた場所にあります。

近年では登別温泉の知名度から海外観光客も多く、観光客をターゲットにした商業施設の立地に最適です。

なお、ソーラー発電施設など、工物施設の建設はできません。

分譲地番号	主な所在地	概略面積		備考
		平方メートル	坪	
1	登別東町3丁目10番4の内	4,750	1,440	第2種地域 住居
2	登別東町3丁目10番4の内	5,400	1,630	
3	登別東町3丁目10番4の内	3,600	1,090	

**募集期間 (第2回)**  
7月7日(月)～8月8日(金)  
詳しくは、問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

時 10時 所 場所 対 対象 内 内容 定 定員 費 費用 持 持ち物 問 問い合わせ 申 申し込み G 1グループ

## 国民年金保険料 『免除制度』 『若年者猶予制度』

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合に、申請により保険料の納付を免除・猶予する制度です。免除や猶予を受けず保険料が未納の状態では、障がいや死亡など不慮の事態が生じたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

### ◇免除制度

#### ◎全額免除制度

前年の所得に基づき、保険料の全額（月額1万5千250円）を免除します。

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が2分の1として計算されます。

#### ◎一部納付（一部免除）制度

前年の所得に基づき、保険料の一部を免除します。

※一部納付は3種類あります。

- ・4分の1納付（保険料額3千810円・年金額は8分の5）
- ・2分の1納付（保険料額7千630円・年金額は4分の3）
- ・4分の3納付（保険料額1万1千440円・年金額は8分の7）

※一部納付（一部免除）制度は、保険料の一部を納付することで、残りの保険料が免除される制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障がいや死亡など不慮の事態が生じたとき、年金を受けることができなくなる場合があります。

### 【手続きに必要なもの】

年金手帳または納入通知書、印鑑、失業の場合は雇用保険被保険者離職票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写し、源泉徴収票の写しなどが必要となります。

### ◇若年者納付猶予制度

20歳～29歳の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。

### 【手続きに必要なもの】

免除申請の手続きに必要な書類と同じ

※免除制度、若年者納付猶予制度が承認された期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。

※平成26年4月から、国民年金保険料について、過去2年1ヵ月分までさかのぼって、申請免除・若年者納付猶予の申請ができるようになりました。

### 申請先

年金・長寿医療グループ、各支所  
問い合わせ

年金・長寿医療グループ  
(☎85) 2 1 3 7